

第7回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年6月21日（金）午後1時30分
会 場 塩川ふるさと会館 2階 民舞伝習室

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	4番 二瓶 崇
5番 高野 進	6番 菅井 大輔	8番 山口 久人
9番 木村富士男	10番 武藤 常雄	11番 小林 博行
12番 小沢 勝則	13番 小林千代松	14番 横山 敏光
15番 佐藤 光伸	16番 渡部 信夫	17番 庄司 英喜

4. 本日の総会に欠席通告した委員

3番 菊地善一郎 7番 齋藤 澄子

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第11号 会務報告について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 39 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 40 号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、大変お忙しいところ第 7 回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。田植えも天候にも恵まれて順調に進んでいるかと思います。中には今年は雨が降りませんので表土剥離が見られるなど多々あります。やはりこれから中干ということでもありますので、その辺りの肥培管理にあたっていただきたいと思います。また、来週は梅雨に入るのではないかとこの予報も出ておりますので、これからは毎日うっとおしい日々が続きますので、くれぐれも熱中症にはかから

ないように十分留意していただきまして農作業にあたっていたきたいと思います。改正「食料・農業・農村基本法」が制定されたということで、今後は皆さん十分注視をしていただいて、いろいろ農業者との情報交換の場で話し合いをしていただきたいと思います。また、我々も勉強会など行っていないと農業者からおしかりを受けることもありますので、研修会などを今後開催して参りたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、3番 菊地善一郎委員、7番 齋藤澄子委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第7回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 小林博行委員、12番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第11号 会務報告について」、「報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。
事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第11号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔5件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第11号及び報告第12号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。報告の11号で5月29日に会長が出席されて、福島県選出国會議員と農政施策等について懇談を行ったとなっております。県内にゆかりのある議員さんだと思いますが、どなたが出席されたかと、どういう発言をされていたか、どんな内容の発言をされていたか出来れば詳細にお聞かせ願いたいと思います。新しい基本法が出来る過程でその関連だとは思いますが、議員さん方がどういう考えを持っているかを確認したいということでもあります。

○会長 京野 貞夫

5月29日に地元国会議員との懇談会についてですが、約1時間ほどでしたが、本県においては衆参両院で国会議員が14名おりますが、今回については、参議院の国会が始まっておりますので、野党の方については2、3名、後その外は本会議の方に出席したということになります。与党については、ほぼ全員出席しております。なかなか難しい今の体制状況ということで、中身についてはまだ具体的な話し合いにはなりません。半年ぶりということで、近況と挨拶で終わっております。持続可能な農業ということで、テーマを設けていますが、なかなかそこまで国会議員の方もそこまで深く話す内容はありません。そして、全体の中で質問が1件ありまして、棚倉町の農業委員からあったのですが、この方は親子で30町歩くらい水田農業を展開しているわけですが、なかなか米価の中でコンバインなどの機械を購入することは出来ない。今の全体の農業を取り巻く情勢が厳しいですので、コンバインの値段も1,700万円、1,800万円という中で更新が出来ない。その様なことについて、議員さんどの様な考えをお持ちですかと話しがありましたが、なかなか明快な回答はありませんでした。議員さんは細かい情報を聞いて、どこまで受け入れられるかということでなかなか具体的に改善策の回答は出て来ませんでした。ほぼ近況や挨拶ということで、一般的な流れの話しということで終わっております。

○横山敏光委員

確認の意味で、出席された野党の議員さんの名前はどなただったでしょうか。

○会長 京野 貞夫

根本さん、それから金子議員、玄葉光一郎さん、小熊さんが出席されました。

○横山敏光委員

わかりました。ありがとうございました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。5ページの解約の案件No.3についてですが、解約の日が令和5年9月となっていますが、大分日が空いているのですが、理由は何だったのか伺います。

○事務局

資料5ページのNo.3の解約の件についてでございます。こちらにつきましては、河川工事があるということで分筆をするために返還を受けるということでございました。河川工事と同時に工事にかからない部分については、そのまま営農している状態でございます。それで今回議案の方に出て来るんですが、旧基盤法の利用権の設定No.23、ページで言いますと議案の方の20ページになりますが、20ページのNo.23こちらは再度残った農地について、権利の設定を今回しているものでございます。工事の面積については、226㎡となりまして、この土地の確定を待つて解約という形で今回報告させていただいたということでございます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、高野委員。

○高野進委員

5番高野です。報告第11号についてお伺いしますが、5月29日の会長

大会について農業新聞を拝見いたしました。喜多方市は事例発表で全国の中で、取組みが良く出来ているということで記事になったかと思いますが、会長が発表されたその後の関係者などの皆さんの反応はいかがでしょう。わかりましたら教えていただきたい。

○事務局

只今の高野委員からのご質問でございますが、詳細は概要に入れておりませんでした。5月29日に開催されました、全国農業委員会長大会の中で、毎年自治体の代表として事例発表を行っておりますが、本県では、喜多方市の会長に事例発表をお願いしたいということで、県並びに全国農業会議所から依頼があったものでございます。皆様方をお願いしている地域計画策定に向けての事例を発表したところでございます。その結果が全国農業新聞に掲載されたということでございます。その後の外からの問い合わせなどということによろしいでしょうか。

○高野進委員

事例発表を聞いて喜多方市への反応は何かあったか。それも含めて終わった後の反応です。

○会長 京野 貞夫

青森県の委員の方からで、喜多方市出身で嫁いでおり現在3期目の委員でしたが、私の中学校の同級生ですが、やはり農業新聞を見ていろいろ聞きたいということで、まだ直接は話しておりませんが、地域計画、農業全般についてぜひ機会があればお聞かせいただきたいということで、私の方に議会だよりと農業委員会だよりが送られて来ました。そのようなことで、今のところ反応があったのはこと1件だけであります。事例発表ということで、今ほど局長からも話しがありました通り東日本で1名、西日本で1名ということで、事例発表を行いました。決意表明ということで、持ち時間10分でそれぞれ発表を行いました。

また、どのような内容で決意表明をしたかということで、資料がありますので順次皆さんに回します。なお後からご覧になっていただきたいと思います。

○議長

高野委員よろしいですか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。せっかくですので、市議会の定例会で質問があったので、答弁されたということでしたが、農業委員会活動に関心のある議員さんがどんな質問をされたのか伺いたい。

○事務局

6月11日の市議会定例会での一般質問の内容でございますが、質問をされた議員さんは、〇〇〇議員です。質問の内容につきましては、そば、小麦、主にそばの方が中心になりますが、そばの刈り取り料、乾燥調製料について、喜多方市の農作業料金基準表には現在記載されておられません。それに対して、本市は県内1のそば生産面積を誇るということもございまして、今後その基準表の方に刈り取りの作業料金を標記出来ないのかというご質問でございます。その前段の方には農業振興課の方で答弁した部分がございますが、農業委員会に対して質問はその様なお質問でした。それに対しまして、会津管内の記載状況ですとか、社会、農業情勢等を踏まえて、必要な場合には検討して行くという前向きな回答でお答えしたところではございます。以上でございます。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第11号及び報告第12号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号及び報告第12号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、1番 鈴木隆委員、所有権移転のNo.1については、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○鈴木隆委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番鈴木です。農地法第3条権利設定案件No.1について、報告いたし

ます。去る6月11日午前11時30分ごろ、賃貸人の〇〇〇さん、賃借人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。賃借人の〇〇〇さんは、農地を借りて野菜を栽培しておりますが、規模拡大し野菜を栽培したいということで、〇〇〇さんの現況畑を借り受けたいということでした。賃貸人の〇〇〇さんは、要望を受けて後継者に貸付けるということでした。本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。農地法第3条によります所有権移転 案件No.1について、ご報告申し上げます。今月8日の土曜日午前9時より、現地にて聞き取り並びに現地調査を実施いたしました。立ち会い人は、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇の父親〇〇〇さんが立ち会いました。〇〇〇さんはミニトマトの栽培をしている担い手であります。申請地の隣接地に長さ35mのパイプハウス4棟、少し離れた所にももう1棟ありました。当申請地はトマトハウスの隣にあり、譲渡人所有の作業小屋2棟がありまして、申請地に隣接している状態でありました。取得理由といたしましては、経営規模の拡大でございます。作業小屋の建っている宅地を含めて一括して取得したいと考えていたところ、申請地が農地であることから3条の申請に至ったということでございます。申請地は不作付地できれいに下刈りされており、更地の状態でありました。以上のことから権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第36号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、16番 渡部信夫委員、No.3、No.
4については、2番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明
がありましたら報告を求めます。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番 渡部です。農地法第5条第1項の規定による農地転用を目的と
する所有権移転の許可申請について、初めに案件No.1についてでありま
すが、去る6月10日午前9時20分ごろより、譲渡人及び譲受人の代理人
である行政書士の〇〇〇さん、小野推進委員、事務局より小林次長、渡
部にて現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、〇〇〇地
内の非線引き地域内に位置し、譲渡人〇〇〇さんの委託により不動産会

社の管理下にある農地であります。譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇さんご夫妻は、申請地近くの〇〇〇団地に現在お住まいですが、住宅建設資金調達の目途が付いたことから、現在のお住まいの近くで生活環境も大きく変化のない申請地を取得し、住宅を建築したいとのことです。なお、申請地の面積が住宅1棟の建築には大きいことから155番の1を分筆して、今回申請の155-3 127㎡、これに154の95㎡合わせて222㎡を取得したいとのことであります。分筆後のその隣地155-1は未耕作地であり、住宅建築に移行するため引き続き不動産会社の管理下になります。申請地は、住宅建築に移行する非線引き区域として、農地の一貫的整地がされた地区内の未転用地であり、北側は市道に隣接、南及び東側は隣地は住宅が建築されています。以上の状況から本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺の農地に何ら支障はないものと判断いたしました。

次に、案件No.2 がありますが、同じく6月10日午前9時45分ごろより、案件No.1と同じメンバーにより、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は譲受人である株式会社〇〇〇工業代表取締役の〇〇〇氏がお住まいの非線引き区域内の農地で、地目は畑であります。現在は遊休化している状態です。この農地を転用して資材置場として使用したいとのことでの申請となります。譲受人は現在、申請地北部の借地を資材置場として使用していますが、この借地を所有者のご親戚の方が使用したいとのことで、貸借契約の打ち切りを示唆されたことから代替地が必要となり、今回の申請となったものであります。なお、今回の申請における転用の予定面積は、先ほど申しあげました現在使用中の借地の面積と比較しまして、大分不足することから今回申請地の隣地の農地について、今後農振除外及び転用申請を行いたいとする旨を申し添えておきたいと思っております。申請地は、当該地区の住宅地の進入道路沿いに位置しておりますが、譲受人は地区内住民の方々に転用後の使用目的を説明し、同意をいただいているとの話でした。申請地の南側は市道、東側は用排水を跨いだ未利用の農地、北側、西側は雑地になっており、土地改良区の地区外となっています。以上の状況から本申請に伴う権利の取得につ

きましては、近隣の農地及び住環境に何ら支障はないものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番大津です。農地法第5条 所有権移転の案件No. 3 とNo. 4 について、ご報告いたします。まず案件No. 3 についてですか、去る6月11日午後3時30分より、譲受人の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇さんの奥さん、〇〇〇さんの代理人として、〇〇〇さん、申請者の代理人として〇〇〇行政書士の立ち会いのもと、塩川総合支所より高橋主事、農業委員からは横山委員と私で現地調査並びに内容の聞き取り調査を行ないました。転用の目的は、駐車場と雪捨て場ということです。理由としては、現在ドックラン・レストラン等の利用者が休日に20、30名の来客があり、またドックランのオープンイベント等を催す予定であるが、駐車場が足りない状態であり市道の路肩等に駐車し、地元住民の方に迷惑をかけている状態でありますので、申請地を取得して露天駐車場及び雪捨て場を築造したいとのことであります。申請地の隣接地に土砂等を流出しないよう、法面は締め固めを行います。申請地の西側は宅地、北側は自己所有の駐車場、雑種地であり、問題はないと考えられます。充分注意をし、転用事業を行いますとのことであります。

次に、案件No. 4 について、ご報告いたします。去る6月11日午後2時40分より、譲受人の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇氏立ち会いのもと、塩川総合支所の高橋主事、農業委員からは横山委員と私で現地調査並びに内容の聞き取り調査を行ないました。転用の目的は車庫建築で、経緯については昭和38年に〇〇〇氏宅から分家した際に、住宅建築敷地として申請地を含む一画の土地を譲り受け、住宅を建築しました。その後、自家用車の必要性から昭和55年に住宅の一画に車庫を建築し、現在に至っております。父が令和3年に死亡したのを受け、令和4年に相続登記を完了いたしました。宅地周辺の小さな土地が本家名義のままであることに気付き、所有者と話した結果、所有者も売却したものと思い今まで気

付かずにいたとのことでした。そこで、本案件の土地の名義変更をするため、事後処理ではありますが、農地転用許可を受け申請地を購入するため本申請に至った次第であります。なお、顛末書の提出済でございます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第37号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員

○小林千代松委員

13番小林です。第5条 所有権移転ですが、参考までに単価はどれくらいか、差し支えなければお伺いしたいと思います。

○事務局

それでは、No.1でございますが、こちらは用地費が〇〇〇万円でございます。続きまして、No.2につきましては用地費が〇〇〇万円、続きまして、No.3につきましては、 m^2 当り〇〇〇円ということで金額は〇〇〇円、No.4につきましては、以前に売買していたということで、今回はお金のやり取りは発生ございません。以上です。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

今の回答ですが、10a当りですか、それとも m^2 当りですか。単位がなかったようですが。

○事務局

今のは総額の金額でございます。

○小林千代松委員

今の回答ですが、わかりにくかったのですが、せっかく土地利用計画図があるので付属資料の説明もいただきたいと思います。

○事務局

付属資料につきまして、今後のご案内したいと思います。

○事務局

簡単に付属資料の説明をさせていただきます。所有権移転のNo.1 ○○○さんの一般住宅の関係でございますが、場所につきましては○○○二丁目、先ほど渡部委員からも報告されたとおり道路に接続する一般住宅用地ということで、駐車場3台分と通路と住宅がその中心にあり、一部雪捨て場という利用を行うということでございます。次にNo.2でございますが、先程のご説明のとおり同じ集落内に資材置場がありましたが、諸事情により、移転することとなり、面積につきましては旧資材置場より面積は小さいですが、取り急ぎ今回この188㎡転用するということがあります。利用目的につきましては、工事事業者で土木建設業でございますので、積載置場、重機等の駐車スペース、中心部には通路ということで、必要最小限の面積の転用を行うということでございます。続きまして、所有権移転のNo.3の案件、○○○でございますが、面積381㎡ということでございます。土地利用計画図にもありますとおり、この土地に併設してドックランとカフェ、○○○さんが行う自営関係の資材置場と一体的な利用になりますが、ドックラン、カフェの来客者用の駐車場ということで、ここ何年か混み合って隣接する道路に無断駐車ということも多々あるということで、しっかりした駐車場を設置してお客様を迎えるという目的で、今回必要最小限の面積を転用するという内容でございます。続きまして、No.4でございます。この計画についてはもともと違法的な建築をしていたということでございますので、適正な利用を改めて事後の申請にはなりますが、転用の許可を受けるというものでございます。以上でございます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可
後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、15番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補
足説明がありましたら報告を求めます。

○佐藤光伸委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第5条の事業計画の変更について、報告いたし
ます。6月11日午後3時から武藤委員、私、事務局の小林さんで〇〇〇
建設の〇〇〇氏により現地で説明を受けました。砂利採取は終わってお
りますが、整地が終了していないということで、工期の変更を申請した

ものです。田んぼの持ち主は本年はそば等の播種計画もないことから延長しても営農には悪影響を及ぼさないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第38号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。付属資料の10ページですが、土地利用計画図 事業計画変更No.1の図面ですが、方位図が北となっており上を向いていますが、下にも方位図のような物がありますが、どちらが正しいかお聞きしたいのですが、確認をお願いいたします。

○事務局

土地利用計画図の方位図につきましては、左上の部分は誤りでありまして、計画平面図の右側にあります左を指している方が北となりますので、訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

了解しました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第39号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振除外1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第39号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第39号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第40号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定24件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第40号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。利用権設定の案件で利用期間がいずれも6月末や7月1日からとなっていますが、事務処理上の関係でこの日付になっているのでしょうか。

○事務局

もう一度確認をさせていただきますが、利用期間の開始日が6月26日又は7月1日になっているということで、そのずれは何かというご質問でよろしいですか。

○横山敏光委員

そうです。

○事務局

この利用期間につきましては、基盤強化法の場合には基本的には公告をしてから、総会を行ってからその2日間位の事務処理期間を置いて2日後位に市の公告という作業があります。その翌日以降でないと利用権が発生しないということで、貸借も開始出来ないということで早ければ、6月25日から利用が可能になるというふうになります。今回6月26日と7月1日からというのは、あくまでも本人の申出書がその様な記載になっていたために、それに合わせた利用期間ということで標記しております。

○横山敏光委員

実際には、借り手がやっていると思いますが、事務的な手続きでこの

日付になったというだけですか。

○事務局

この時期の特に田の場合だと、作付していればおかしいだろうというのは当然思われるかと思います。本来であれば、2月、3月ぐらいの貸し借りが当然だろうと思います。今回の内容につきましては、実際に田の耕作が始まっているかまでは確認していない農地もございます。あくまでも田としてではなく、秋そばなどそれに合わせて作付される方もいらっしゃると思います。例えば、先程の案件の〇〇〇さんなどは、秋そばに備えて今貸借契約を結ぶということもございます。本当に田の作付をしている場合ですと特定受委託という形で、農業委員会は正式に通すわけではございませんが、民民間の契約の中で既に作業は行われているという案件もございます。以上でございます。

○横山敏光委員

1週間前に田植えをしている所も喜多方市内であったので、遅い田植えはあるんですか、関連して今少し話がでましたが、〇〇〇さんの案件がかなりの数ありますが、これはそばでしょうか。

○事務局

こちらにつきましては、〇〇〇温泉の〇〇〇屋さんに入る前の広い所です。

○事務局

字〇〇〇といいますのは、元の〇〇〇線の駅の西側の辺りの一画になります。その辺りの一画にそばを〇〇〇さんの方で作付したいということでの申請でございます。

○横山敏光委員

〇〇〇駅の西側の農道の南側一帯の何十枚かあった田んぼは何も作付されていなかったが、その田を耕作するということですか。

○事務局

はい、その付近一帯になりますので、その付近の田んぼに秋そばを作付するということです。

○横山敏光委員

ここでは、これまでは何を作っていたのでしょうか。これだけの大規模な面積なので、どなたかが一括して請け負っていたのを〇〇〇さんの方で代わりにやるようになったのかどうか。経緯がまったくわからないので、わかるように説明していただければと思います。

○木戸賢治委員

18番木戸です。今の横山委員の質問なんですが、〇〇〇さんがやる前は私がやっていました。牧草を3年間作業受託で作っていた。現地は河川敷の関係で石が多く、ロータリーが入らないため、地権者が8名ほどおられますが、その方達と話しをして〇〇〇さんであれば重機を持っているので、〇〇〇さんをお願いしたいと私の方からもお願いして、所有者の方でもお願いしたいということで、今回この様な形になったということです。以上です。

○横山敏光委員

この様な説明があれば、よくわかります。誰から誰にというだけだと背景がわからないので、この様な委員がいろいろ聞くようになるのでしょうか。ある程度わかりやすく説明していただければと思います。あと、利用権の24番ですが、賃借料が無償となっていますがなぜなのか、またトラクターしか持っていないので、水田を一町やるわけですが、何に使われるのか、そばであればわからないわけではないですが、教えていただきたい。

○事務局

No.24の案件でございますが、まず今の時期という関係でございますが報告の方で先に述べさせていただきましたが、元々この〇〇〇さんのお父さんが〇〇〇さんの農地を借りておられたということでございます。今回〇〇〇さんの農業経営が別の後継者になりますが、その息子さんにだんだん経営をそちらに移行するという目的がございまして、今回解約をして息子さんの方が改めて借受けるという内容でございます。無償の賃借料につきましては、先のお父さんが借りていたころから無償で契約

をされていたということでもあります。その理由につきましては、この土地に関する水利費、改良区の賦課金等のすべてにおいて耕作者の〇〇〇さんの方で負担するということで、小作料については無償という形を取っているということだそうでございます。今後の作付につきましては、〇〇〇さんが中心的には小麦とそばをやりたいという経営計画を持っているということでございます。一部農地を田として利用する場合につきましても実家の方の機械等を利用することもありうるということでございます。以上でございます。

○横山敏光委員

わかりました。ついでですので、もう1点ですが所有権移転で県の買入協議制度について、少し説明していただければと思います。

○事務局

この一番最後のページの所有権移転のNo.3の機構特例事業の買入協議制度ということでございます。詳細な説明が不足しておりました。この制度につきましては、例えばAさんからBさんに所有権移転する場合、皆さんに調整委員となっていていただきまして、調整会議を開いてその調整が整った場合には総会にかけ、所有権移転を行います。登記は農業委員会の嘱託事務として行うということで、その場合だと800万円までの売買価格の控除があるということになります。今回の特例制度につきましては、金額的にいきますと〇〇〇万円を超えている大きな金額ということで、800万円の上限を超えているという案件でございます。この特例事業を活用しますと、例えば、今まで1回の調整会議で終わっていたものを今回は、あくまでも所有者から中間管理機構に売ります。直接耕作者ではなく、機構に1度名義を移します。名義を機構の物にした物をまた再度、機構から今度は耕作者の方に調整会議を行って、売り渡すという特例的な制度がございます。その制度を活用しますと譲渡所得の控除額が1,500万円まで引き上げることが出来るということで、この〇〇〇万円の譲渡所得が直接課税されないという制度を利用するということでございます。今回この案件をご決議いただきましたら、速やかに公

告と所有権移転を行いまして、これからの予定ということになりますが、今回の作付につきましては、あくまで〇〇〇さんが刈り取りまで行なう、今年作までは〇〇〇さんの方ですべて終わらせる。手続き的には、9月の総会を目途にまた調整会議等を行って、総会に今度は公社から買う方の方に移転する案件を総会の中で議決をいただくような今現在のスケジュール的に考えてございます。刈り取り終了後には、名義の方を公社から耕作者へ移る予定となっております。以上でございます。

○横山敏光委員

売買の場合、買う方の購入資金が公社からお金を借りれるような制度はあるのですか。

○事務局

制度資金の関係は詳しい所までよくわかりませんが、今現在スーパーL資金、認定農業者だと農地を取得する場合、物を建てる場合等スーパーL資金等の制度があります。今回の買う側のここには名前は出て来ておりませんが、お話しですと日本政策金融公庫を通した制度資金を活用したいと聞いております。その中身は、スーパーL資金なのか、農地取得資金とか、その辺りの詳しい資金名までは承知していないということであります。以上です。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、木村委員。

○木村富士男委員

9番木村です。今の話しの続きなんですが、対価が10a 〇〇〇万円ということで〇〇〇万円なんですが、その前のページの対価は〇〇〇万円

なのに、なぜここだけこんなに高くて、この金額ではたして本当に買う人がいるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

対価につきまして、No. 1、No. 2 の〇〇〇万円、この金額につきまして
は実際、譲渡人側になる〇〇〇さんの精算人は〇〇〇さんであります、
この方は精算人ということで裁判所から承認された弁護士さんであり、
財産を管理する方になっております。この土地を〇〇〇さんのご遺族の
方が誰もいないということで、精算人の形をとっておりますが、その土
地を早めに整理したいというお考えもあることと買い手側にはその金
額であれば買って良いということで、調整を図った上でこの金額にな
っているということでございます。No. 3 の〇〇〇万円については、〇〇
〇といたしますと平場で約2反から3反の田で、山都町ではある程度いい
場所だろうということで判断しております。この金額につきましては、
最終的には今回の調整会議の前に先月に一度行っております。そこでな
かなか金額的に調整が出来なかったということで、再度調整を行ってこ
の〇〇〇万円で折り合いがついたということでお互いに納得されてい
る金額であるということでございます。

○議長

木村委員よろしいですか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第7回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 0 9